

第12回～遊&愛～ 子育て応援まつり



子育てを応援している市民団体が集まり、親子で楽しめるフェスティバルを開催します。子育て中のお父さんやお母さん、妊婦のみなさんだけでなく、小さなお子さんや学生のみなさんも楽しめるイベントがたくさんあります。

と き 12月10日(日)
午前10時～午後3時
ところ ウェルス幸手

♪ ステージ ♪

時 間	演 目
午前10時	オープニング (ミュージックベル りんりん)
午前10時30分	とうふ音頭
午前11時30分	はるぴよ隊ミニコンサート
午後1時00分	さっちゃんとじゃんけん
午後1時15分	ジャグリング
午後2時30分	PURE☆POP (キッズダンスの発表)



♪ ショータイム ♪

時 間	ところ	演 目
午前10時30分 ～11時30分	第1会議室	人形劇
午後1時00分 ～2時30分	第1会議室	映写会

※時間に変更となる場合があります。詳細については、市ホームページ (<http://www.city.satte.lg.jp/>) をご覧ください。

問合せ 子育て応援まつり実行委員会
(子育て支援課内)
☎(42)8454・FAX(42)2130



♪ イベントブース ♪

まなぼう！

さって市民環境ネット、災害時に備えよう
メディカルキッズニア、防犯・交通安全

つくろう！

折り紙、布あそび、スクラップブッキング
キャンドル作り、キャンディポットを作ろう

あそぼう！

昔遊び(お手玉・あやとり)、フェイスペイント、子育てサロン、絵本を楽しもう、こま、粘土工作、竹とんぼ、わなげ、ストラックアウト、ボウリング、バルーンアート



診てもらおう！

身体計測・育児相談、妊婦体験、おもちゃの病院(当日、壊れたおもちゃを持参してください)



♪ 体験しよう ♪

■ 申込み ■

11月14日(火)から電話または直接子育て支援課へ
ベビーマッサージ

時 間 午後1時～2時
内 容 助産師が教えるベビーマッサージ
対 象 生後10か月までの赤ちゃんと保護者
定 員 10組(申込み順)
参加費 無料
持ち物 バスタオル

親子クッキング

時 間 午前10時～正午
内 容 ひやき(小麦粉の生地を薄く焼いたものに具をのせ、包み焼いたもの)
対 象 幼児・児童と保護者
定 員 10組(申込み順)
参加費 無料
持ち物 エプロン、三角巾



11月は「ねんきん月間」 11月30日は「年金の日」



知っているようで
よく知らない

国民年金

国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳～60歳の人が全員加入します。

加入者は、職業などにより、つぎの3種類に分かれます。

- ▶第1号被保険者 農業者、自営業者、学生など
- ▶第2号被保険者 厚生年金に加入する会社員、公務員など
- ▶第3号被保険者 第2号被保険者に扶養される配偶者

この機会に年金加入状況の確認を！

誕生月に届く「ねんきん定期便」やご自宅のパソコンやお手持のスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

※詳細については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)または年金事務所でご確認ください。

ねんきんネット

検索

納付した国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

平成29年中に納付した国民年金保険料について、年末調整や確定申告を行うときに社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類【領収証書や社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(※)】の添付が必要となります。

控除対象となるのは、平成29年1月～12月に納付した保険料の全額です。また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者や子などが負担すべき保険料を代わりに納付している場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は日本年金機構からつぎの時期に発送されます。

納付時期	発送時期
平成29年1月～9月に 1回以上納付した場合	11月上旬
上記以外	平成30年2月上旬

※控除証明書の再発行などについては、日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004 でご確認ください。

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 145 ・ FAX (43) 1125
春日部年金事務所 ☎ 048 (737) 7112

幸手市

結婚新生活支援事業

市内で結婚生活をスタートする新婚世帯に対し、住居費や引越費用などの費用の一部を助成します。

詳細については、お問い合わせください。

問合せ 政策調整課

☎ (43) 1111 内線 242
FAX (43) 3783

○対象世帯

(すべての項目を満たす世帯が対象)

- ・平成29年10月1日から平成30年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・平成28年分の夫婦の合計所得が340万円未満の世帯
- ・申請時の夫婦の合計年齢が満80歳未満である世帯
- ・対象となる住居および新婚世帯の住民登録が幸手市にある世帯
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない世帯
- ・幸手市しあわせ3世代ファミリー定住支援事業補助金の交付を受けていない世帯
- ・ほかの公的機関による住宅に関する補助を受けていない世帯

○補助対象経費(住居費および引越し費用の合計)

- ・住居費 (①または②)
- ①婚姻のため市内に新たに住宅を取得した費用
- ②婚姻のため市内に新たに住宅を賃借した費用で賃借料、敷金、礼金(保証金これに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料
- ・引越し費用

婚姻に伴う引越しに要した費用(引越し業者や運送業者へ支払った費用)

○申請期限

平成30年2月28日まで

○助成金額

上限24万円(年額)

